

医療機関等コード

## 国民健康保険 療養費支給申請書

制度別	一般	本人・家族	1. 本人入院 2. 本人外来 3. 未就学者入院 4. 未就学者外来 5. 家族入院 6. 家族外来						7. 高齢受給者一般・低所得者入院 8. 高齢受給者一般・低所得者外来 9. 高齢受給者7割給付入院 0. 高齢受給者7割給付外来						給付割合	7割		
	退職		8割															
	9割																	
支給期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																	
保険者番号	2 5 0 0 1 9		業務上・外、第三者行為の有無			1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他												
保険者名	大津市		所在地 大津市御陵町3-1			被保険者証の記号番号			滋大									
療養を受けた被保険者(受給者)の氏名、性別、生年月日	氏名									性別			男・女・( )					
	生年月日			昭和・平成・令和 年 月 日														
	個人番号																	
海外療養費区分	1		長期高額疾病区分			1			所得区分等 1. 低所得Ⅰ 2. 低所得Ⅱ 3. 3月超									
種類	1. 診療費 1. 医科 3. 歯科 4. 調剤 6. 訪問看護 19. 柔整・はり きゅう・あんまマッサージ		2. 補装具			4. あんま マッサージ			5. はり・灸			7. 移送			8. その他			
	療養(医療)に要した費用		日数			金額			薬剤一部負担金			一部負担金						
		日			(請求金額) 円						(請求金額) 円							
					*(決定金額) 円						*(決定金額) 円							
					*(増減) 円			円			*(増減) 円							
食事(生活)療養費		回数			金額			標準負担額			* 返戻							
		回			(請求金額) 円													
					*(決定金額) 円			円										
					*(増減) 円			円										
傷病名																		
疾病又は負傷の		原因 経過 年月日			昭和・平成・令和 年 月 日			治癒・繰越・転医・中止・死亡										
診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地																		
診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名																		
療養の給付を受けることができなかった理由																		
上記のとおり療養(医療)に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。																		
令和 年 月 日																		
世帯主 (申請者) 住所 電話番号																		
氏名																		
(あて先) 大津市長																		
委任欄	上記支給決定額の領収について名義人に委任します。 令和 年 月 日 氏名 ㊞																	
振込方法(右記よりご選択ください)	<input type="checkbox"/> 申請者の公金受取口座を利用する(利用者は、以下の口座記載は不要です。)																	
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する																	
振込先金融機関の名称等	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	預金の種類 普通 当座 貯蓄	口座番号						預金名義人(カタカナ)								
国保法第54条	備考																	

(注意事項) 療養費の請求権は、2年の時効により消滅します。(法第一百条)  
 保険料に未納がある場合は、窓口支給となる場合があります。

受付者	収納確認欄	振込先確認欄

# 療養費支給申請書の記入例

- ・診療報酬明細書や意見書ごとに1枚ずつ申請書をもってください。(コピーでも可)
- ・国保の申請書で受付をしてください。(後期の申請書では受付不可)

国民健康保険 療養費支給申請書												
制度別	一般 退職	本人・家族	1. 本人入院 2. 本人外来 3. 未就学者入院 4. 未就学者外来 5. 家族入院 6. 家族外来	7. 高齢受給者一般・低所得者入院 8. 高齢受給者一般・低所得者外来 9. 高齢受給者7割給付入院 0. 高齢受給者7割給付外来	給付割合	7割 8割 9割	医療機関等コード					
支給期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日											
保険者番号	2 5 0 0 1 9		業務上・外、第三者行為の有無		1. 業務上 2. 第三者行為である 3. その他							
保険者名	大津市	所在地	大津市御陵町3-1		被保険者証の記号番号 滋大 1 2 3 4 5 6 7							
療養を受けた被保険者(受給者)の氏名、性別、生年月日	氏名		大津 太郎			性別		男・女・( )				
	生年月日		昭和・平成・令和 25 年 12 月 12 日									
	個人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0									
海外療養費区分	1	長期高額疾病区分	1	所得区分等 1. 低所得 I 2. 低所得 II 3. 3月超								
種類	1. 診療費		2. 補装具		4. あんま マッサージ		5. はり・灸		7. 移送		8. その他	
	1. 医科 3. 歯科 4. 調剤 6. 訪問看護 19. 柔整・はり きゅう・あんまマッサージ											
療養(医療)に要した費用	日数		金額		薬剤一部負担金		一部負担金					
	1 日		(請求金額) 円		円		(請求金額) 円					
			*(決定金額) 円		円		*(決定金額) 円					
食事(生活)療養費	回数		金額		標準負担額		* 返戻					
	回		(請求金額) 円		円		円					
			*(決定金額) 円		円		円					
傷病名												
疾病又は負傷の { 原因 経過 年月日 昭和・平成・令和 年 月 日 治療・繰越・転医・中止・死亡												
診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所												
診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名												
療養の給付を受けることができなかった理由												
上記のとおり療養(医療)に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。												
令和 年 月 日												
世帯主 (申請者) 住所 電話番号												
氏名 (あて先) 大津市長												
委任欄	上記支給決定額の領収について名義人に委任します。 令和 年 月 日 氏名											
振込方法 (右記よりご選択ください)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の公金受取口座を利用する(利用者は、以下の口座記載は不要です。)											
	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する											
振込先金融機関の名称等	国保	銀行 信用金庫 農協	本店 大津	支店 出雲所	預金の種類 1. 普通	口座番号 0 1 2 3 4 5 6					預金名義人(カタカナ) オオツ タロウ	
備考												
国保法第54条												
(注意事項) 療養費の請求権は、2年の時効により消滅します。(法第十条)												
保険料に未納がある場合は、窓口支給となる場合があります。												
			受付者	収納確認欄	振込先確認欄							
			〇〇〇	レ	レ							

で囲った部分は必ず記入してください

業務上の負傷の際は1に、第三者行為(交通事故等)の場合は2に、それ以外は3に〇をしてください。  
※業務上、第三者行為の場合は別途届出が必要のため、保険年金課にご連絡ください。

個人番号について、記入してください。

療養費の申請理由を、記入してください。  
● 保険証を持たずに、具体的な理由を自費で受診したとき ⇒ 記入してください  
● 国保加入後に前の保険で医療機関にかかり、その保険者から医療費の請求をされ、納めたとき ⇒ 無資格受診  
● コルセット等を装着 ⇒ 装具装着のためしたとき  
● 海外で医療機関に ⇒ 海外のためかかったとき

振込口座の名義人が受診者と別世帯の場合、上の欄の申請者(受診者又は世帯主)の署名・捺印が必要です。  
※同一世帯人に振り込む場合は不要(ただし、未成年者の場合は必要)

公金受取口座の利用が出来るのは、大津市に住民票がある方で世帯主(申請者)のみとなります。  
※振込口座の記載がある場合は、上記のチェックボックスに関わらず、記載の口座に振込みいたします。

受診者本人又は同一世帯人の口座を記入してください。  
※死亡した人の口座は不可  
別世帯人の口座の場合は、必ず委任欄に記入してください。

窓口担当者記入欄